

## 個別評価債権に対する貸倒引当金の計上

**Q** 法人税法においては、所有債権に対する貸倒損失の計上をきびしく制限しているため、貸倒れが決定するまでには至らないが、多額の貸倒れが予想される債権については、個別評価債権に対する貸倒引当金の計上を認めると聞いていますが、個別評価債権に対する貸倒引当金はどのような債権について認められるのですか。

**A** 法人が、事業年度終了の時に有する売掛金・未収金・貸付金等の債権について、貸倒引当金を計上するには、貸倒引当金の対象となる債権を個別評価債権（法52）と一括評価債権（法52）とに区分し、その区分された債権ごとに貸倒引当金の繰入限度額を計算し、その合計額を貸倒引当金として計上する。

このうち、個別評価債権の繰入限度額の計算は次に示す事由により算定し（令96）、確定申告書の提出に当たっては法人税別表11（1）「個別評価金銭債権にかかる貸倒引当金の損金算入に関する明細書」を添付する。

事 由	繰入限度額
<p>債務者について生じた次の事由に基づいて、その弁済が猶予され、又は分払い賦払いにより弁済される場合</p> <p>会社更生法による更生計画認可の決定 民事再生法による再生計画認可の決定 会社法の規定による特別清算認可の決定 法令の規定による整理手続きによらない関係者の協議（債権者集会・第三者の斡旋協議等）による決定</p>	<p>その事由が生じた事業年度終了の日から5年を超えて弁済される金額（担保権の実行のより弁済の見込みがある部分を除く）</p>
<p>債務者に次の事由があり、その個別債権の一部について取立ての見込みがない場合</p> <p>債務超過の状態が相当期間継続し、かつ営む事業に好転の見通しがないこと 災害・経済事情の急変等により多額な損害が生じたこと</p>	<p>取立ての見込みがないと認められる金額</p>
<p>債務者について、次の事由が生じている場合</p> <p>会社更生法の規定による更生手続き開始の申立て 民事再生法の規定による再生手続き開始の申立て 破産法の規定による破産手続き開始の申立て 会社法の規定による特別清算開始の申立て 手形交換所による取引停止処分</p>	<p>その個別評価債権金額の50%相当額</p>
<p>外国の政府・中央銀行又は地方公共団体に対する個別債権が、長期にわたる債務の履行遅延により、その経済価値が減少し、かつその弁済が困難である事由が生じている場合</p>	<p>その個別評価債権金額の50%相当額</p>